

新旧対照表

○千葉県における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン

新	旧
<p>千葉県における<u>指定通所介護事業所</u>の設備を利用し夜間及び深夜に<u>指定通所介護</u>以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン</p> <p>第1 総則</p> <p>1 目的</p> <p>千葉県における<u>指定通所介護事業所</u>の設備を利用し夜間及び深夜に<u>指定通所介護</u>以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、千葉県が所管する<u>指定通所介護事業所</u>において宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全の確保並びに宿泊サービスの健全な提供を図ることを目的とする。</p> <p>2 定義</p> <p>(1) このガイドラインにおいて、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する<u>通所介護</u>の指定を受けた事業者（以下「<u>指定通所介護事業者</u>」という。）が、当該指定を受けた事業所（千葉県所管のものに限る。以下「<u>指定通所介護事業所</u>」という。）の営業時間外に、その設備を利用し、当該<u>指定通所介護事業所</u>の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供することをいう。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>千葉県における<u>指定通所介護事業所等</u>の設備を利用し夜間及び深夜に<u>指定通所介護等</u>以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン</p> <p>第1 総則</p> <p>1 目的</p> <p>千葉県における<u>指定通所介護事業所等</u>の設備を利用し夜間及び深夜に<u>指定通所介護等</u>以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、千葉県が所管する<u>指定通所介護事業所等</u>において宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全の確保並びに宿泊サービスの健全な提供を図ることを目的とする。</p> <p>2 定義</p> <p>(1) このガイドラインにおいて、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する<u>通所介護又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護の指定を受けた事業者（以下「<u>指定通所介護事業者等</u>」という。）が、当該指定を受けた事業所（千葉県所管のものに限る。以下「<u>指定通所介護事業所等</u>」という。）の営業時間外に、その設備を利用し、当該<u>指定通所介護事業所等</u>の利用者に対し、排せつ、食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供することをいう。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>

新	旧
<p>(4) このガイドラインにおいて、「利用者」とは、<u>指定通所介護事業所</u>を利用している者であって、当該<u>指定通所介護事業所</u>が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。</p> <p>3 宿泊サービスの提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること。 なお、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、<u>法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者</u>（以下「<u>指定居宅介護支援事業者</u>」という。）と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討すること。</p> <p>イ 3(2)アに規定するやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合であっても、利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数は原則30日を上限とすること、かつ、利用者に宿泊サービスを提供する日数については法第19条第1項に規定する要介護認定の<u>有効期間</u>のおおむね半数を超えないようにすること。</p> <p>4 宿泊サービス事業者の責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた<u>居宅サービス計画</u>に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。 また、宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、<u>指定居宅介護支援事業者</u>と必要な連携を行うこと。 なお、<u>居宅サービス計画</u>への宿泊サービスの位置付けは、<u>指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員</u>により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切なアセスメントを経たものでなければならず、安易に<u>居宅サービス計画</u>に位置付けるものではないこと。</p>	<p>(4) このガイドラインにおいて、「利用者」とは、<u>指定通所介護事業所等</u>を利用している者であって、当該<u>指定通所介護事業所等</u>が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。</p> <p>3 宿泊サービスの提供</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ア 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること。 なお、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、<u>指定居宅介護支援事業者等</u>と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を検討すること。</p> <p>イ 3(2)アに規定するやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合であっても、利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数は原則30日を上限とすること、かつ、利用者に宿泊サービスを提供する日数については法第19条第1項に規定する要介護認定の<u>有効期間又は同条第2項に規定する要支援認定の有効期間</u>のおおむね半数を超えないようにすること。</p> <p>4 宿泊サービス事業者の責務</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた<u>居宅サービス計画又は介護予防サービス計画</u>（以下「<u>居宅サービス計画等</u>」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。 また、宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、<u>法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者</u>（以下「<u>指定居宅介護支援事業者等</u>」という。）と必要な連携を行うこと。 なお、<u>居宅サービス計画等</u>への宿泊サービスの位置付けは、<u>指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等</u>により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し適切な</p>

新	旧
<p>(4) (略)</p> <p>第3 設備に関する指針</p> <p>1 利用定員</p> <p>宿泊サービス事業所の利用定員は、当該<u>指定通所介護事業所</u>の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下とすること。ただし、2(2)①の基準を満たす範囲とすること。</p> <p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) 必要な設備及び備品等</p> <p>宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、宿泊サービスを提供するにあたり適切な寝具等の必要な備品を備え、当該<u>指定通所介護事業所</u>の運営に支障がないよう適切に管理すること。</p> <p>なお、当該<u>指定通所介護事業所</u>の設備及び備品等を使用する場合は、当該<u>指定通所介護事業所</u>の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4 運営に関する指針</p> <p>3 宿泊サービスの取扱方針</p> <p>(1) 宿泊サービス事業者は、<u>利用者の</u>要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 宿泊サービス計画の作成</p> <p>(1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する<u>指定通所介</u></p>	<p>アセスメントを経たものでなければならず、安易に<u>居宅サービス計画等</u>に位置付けるものではないこと。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第3 設備に関する指針</p> <p>1 利用定員</p> <p>宿泊サービス事業所の利用定員は、当該<u>指定通所介護事業所等</u>の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下とすること。ただし、2(2)①の基準を満たす範囲とすること。</p> <p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) 必要な設備及び備品等</p> <p>宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、宿泊サービスを提供するにあたり適切な寝具等の必要な備品を備え、当該<u>指定通所介護事業所等</u>の運営に支障がないよう適切に管理すること。</p> <p>なお、当該<u>指定通所介護事業所等</u>の設備及び備品等を使用する場合は、当該<u>指定通所介護事業所等</u>の利用者のサービス提供に支障がない範囲で使用すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4 運営に関する指針</p> <p>3 宿泊サービスの取扱方針</p> <p>(1) 宿泊サービス事業者は、<u>利用者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者の場合においては、</u>要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。</p> <p><u>また、利用者が法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者の場合においては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 宿泊サービス計画の作成</p> <p>(1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する<u>指定通所介</u></p>

新	旧
<p><u>護事業所</u>におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の<u>指定居宅介護支援事業者</u>と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。</p> <p>なお、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供すること。</p> <p>(2) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、<u>居宅サービス計画</u>に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、<u>指定居宅介護支援事業者</u>と密接に連携を図ること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7 健康への配慮</p> <p>宿泊サービス事業者は、当該<u>指定通所介護事業所</u>において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や<u>指定居宅介護支援事業者</u>と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。</p> <p>16 秘密保持等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 宿泊サービス事業者は、<u>指定居宅介護支援事業者</u>との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。</p> <p>19 事故発生時の対応</p> <p>(1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業者</u>に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>20 宿泊サービスを提供する場合の届出</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業所</u>が<u>指定通所介護</u>の提供以外の目的で、<u>指定通所介護事業所</u>の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合には、宿泊サービスの内容を宿泊サービスの提供開始前に知事に届け出ること。</p> <p>なお、当該届出については別紙様式及び別紙付表に基づいて行うこととし、当該別紙様式による届出内容は法第115条の35の介護サービ</p>	<p><u>護事業所等</u>におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の<u>指定居宅介護支援事業者等</u>と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。</p> <p>なお、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供すること。</p> <p>(2) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、<u>居宅サービス計画等</u>に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、<u>指定居宅介護支援事業者等</u>と密接に連携を図ること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7 健康への配慮</p> <p>宿泊サービス事業者は、当該<u>指定通所介護事業所等</u>において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や<u>指定居宅介護支援事業者等</u>と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。</p> <p>16 秘密保持等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 宿泊サービス事業者は、<u>指定居宅介護支援事業者等</u>との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。</p> <p>19 事故発生時の対応</p> <p>(1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る<u>指定居宅介護支援事業者等</u>に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>20 宿泊サービスを提供する場合の届出</p> <p>(1) <u>指定通所介護事業所等</u>が<u>指定通所介護等</u>の提供以外の目的で、<u>指定通所介護事業所等</u>の設備を利用し、宿泊サービスを提供する場合には、宿泊サービスの内容を宿泊サービスの提供開始前に知事に届け出ること。</p> <p>なお、当該届出については別紙様式及び別紙付表に基づいて行うこととし、当該別紙様式による届出内容は法第115条の35の介護サービ</p>

新	旧
<p>ス情報の基本情報にも追加していることから、知事に報告すること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業者</u>は(1)で届け出た内容に変更があった場合は、別紙様式及び別紙付表に基づき、変更の事由が生じてから10日以内に知事に届け出ること。</p> <p>(3) <u>指定通所介護事業者</u>は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、別紙様式により、その休止又は廃止の日の1月前までに知事に届け出ること。</p> <p>第5 その他</p> <p>県において、当該<u>指定通所介護事業所</u>の宿泊サービスの人員配置や設備などから利用者に対するサービス提供に支障がないと認める場合は、第2から第4の限りではないこと。</p> <p>附則</p> <p>このガイドラインは、平成25年11月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>このガイドラインは、平成27年7月31日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ス情報の基本情報にも追加していることから、知事に報告すること。</p> <p>(2) <u>指定通所介護事業者等</u>は(1)で届け出た内容に変更があった場合は、別紙様式及び別紙付表に基づき、変更の事由が生じてから10日以内に知事に届け出ること。</p> <p>(3) <u>指定通所介護事業者等</u>は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、別紙様式により、その休止又は廃止の日の1月前までに知事に届け出ること。</p> <p>第5 その他</p> <p>県において、当該<u>指定通所介護事業所等</u>の宿泊サービスの人員配置や設備などから利用者に対するサービス提供に支障がないと認める場合は、第2から第4の限りではないこと。</p> <p>附則</p> <p>このガイドラインは、平成25年11月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>このガイドラインは、平成27年7月31日から施行する。</p>